

松川町定例農業委員会議事録 第3回（6月）

1 開催日時 令和6年6月25日（火） 15:00 ～ 16:45

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会 長 1 番 松下 敏章

会長代理 17 番 北沢 ひろみ

委 員 2 番 大場 健彦 3 番 米山 広敏 4 番 大澤 政弘

5 番 佐々木 孝子 6 番 牛久保 守 7 番 米山 孝広

8 番 齊藤 和勇 9 番 古谷 はるみ 10 番 大島 理可

11 番 下澤 隆治 12 番 竹村 浩子 13 番 大場 武吉

14 番 池田 毅 16 番 松下 守

（欠）15 番 赤羽目 聖

4 議事日程

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 下井 昭二 係長 小沢 香織

6 会議の概要

（1）開会 一下井課長 開会—

（2）会長挨拶 ー松下（敏）会長挨拶—

（3）議事録署名委員及び書記の任命

会長より 6 番 牛久保委員 7 番 米山（孝）委員 を指名

（4）議事

議案第1号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 681 m² 雑種地 倉庫

○米山（広）委員説明

昨年農振除外で申請が出て許可が下り、今回農地転用の申請が上がってきたもの。居住者は亡くなり、相続された方（申請者）は県外在住。リフォームして住宅地として販売しながら利用していくというもの。農地転用する前にすでにこの倉庫が立っているが、農振除外の際に経過報告書等添付して説明させていただいた。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齋藤委員

地目は雑種地になっているが。

○事務局

現況が雑種地として申請が上がってきているが、登記地目は畑になる。修正願いたい。

○会長

地目を畑に修正をお願いします。他にはいかがでしょうか。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いしますが、委員の同一家族からの議案となりますので、該当委員は退席をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 378 m² 畑 農業用倉庫

○会長

担当地区の委員は同一家族となりますので、松下委員にお願いしてあります。説明をお願いします。

○松下（守）委員説明

申請者はライスセンターを経営している。このところ JA がカントリーエレベーターを導入するとのことで、個人からの依頼が増えてきたため、規模を拡大したいとのこと。雨水排水は地下浸透。特別問題ないと思う。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 大島 1 筆 85 m² 畑 進入路 所有権移転

○大場（武）委員

譲渡人のお父さんと譲受人のおじいさんの間で土地の所有権移転があったが、正規になさ
れておらず、今回正規に所有権を移転するというもの。以前からこの土地は譲受人が使用し
ていたが、ずいぶん前より進入路として使用していたとのことで経過報告書と共に申請さ
れている。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2 番 大島 2 筆 528 m² 畑 店舗駐車場 賃借権設定

○齋藤委員

譲受人は居酒屋を営みおり駐車場が手狭とのこと。昨年の農振除外の案件で許可が下り
てきたため、今回5条申請をするもの。排水は地下浸透。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いしますが、担当地区の赤羽目委
員が欠席のため、事務局は3番の説明と併せて委員の説明の部分もお願いします。

○事務局説明

3 番 元大島 1 筆 800 m² 畑 太陽光発電設備 所有権移転

○委員説明（事務局）

申請地のすぐ隣に、申請とは関係ないが鉄塔も立っていることから、農地として使用するの
は難しい場所であると思う。このまま遊休農地としておくより太陽光発電として少しでも
土地として有効活用するのが良いと判断したとのこと。周辺住民の説明会も開催されてい

るが、住民の方から災害時には太陽光を周辺住宅で使えるようにしてほしいという質問に対して、災害時には周辺住民で使えるように建設するとの回答があった。また道路に隣接しているが、太陽光の反射で運転に支障はないかという問いに対しては、太陽の動きを計算しシミュレーションして建設するという回答を得られているとのこと。

○会長

今まで太陽光発電の申請が出てきた際には太陽光の設置の図面等も資料に入れて審議いただいていた。今回は出ていないようだが。

○事務局

失礼いたしました。すぐに準備します。

○会長

それでは印刷してきてくれるとのことですので、議決は一旦保留とします。つづいて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 大島 2筆 330.48㎡ 畑 住宅 所有権移転

○齋藤委員

住宅団地の一角であり、そこへ住宅を建設したいというもの。雨水排水は名子井へとのことで同意を得ている。生活雑排水は農業集落排水とのこと。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。それでは3番の資料が届きましたので、事務局説明をお願いします。

○事務局

大変失礼いたしました。いまお配りしたものが、設計図・平面図・立面図になる。先ほど説明した鉄塔も記載されているのでご確認願いたい。住民説明会で反対の方は特にいなかったと聞いている。ご審議いただきたい。

○会長

ただいま図面等が配られましたが、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齋藤委員

赤く塗ったところが一筆か。位置図と形が違っているように見える。また青い点線で囲まれたところが太陽光で他の残りの鉄塔以外のところは農地として残るということか。そうすると管理する人は誰になるのか。

○事務局

この太陽光の建設について、農地と山林の2筆で建設を予定されている。建設予定地が赤い

枠線で示されているところ。このうち今回申請されているのは農地の部分のみのため、青い点線の延長上が申請地になる。わかりづらくて申し訳ありません。ご質問のあった鉄塔のまわりのあいているところは土手になっており、そこも一体で譲受人が管理するということで話があったと聞いている。

○北沢委員

話し合いがされたということですが、隣の畑の消毒がかかってしまうなど、そこらへんは大丈夫なのか。

○事務局

隣接農地の方とも話ができています。

○会長

他はよろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて5番をお願いします。こちら赤羽目委員の担当ですので、委員説明の部分も併せて事務局をお願いします。

○事務局説明

5番 元大島 1筆 456 m² 畑 住宅 所有権移転

○委員説明（事務局）

昨年の農振除外の案件で許可が下りてきたため、今回5条申請をするもの。建設にも特に変更がないため、問題ないと判断したとのこと。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて6番をお願いします。

○事務局説明

6番 大島 1筆 203 m² 畑 住宅 使用貸借権設定

○齋藤委員

こちら昨年の農振除外の案件で許可が下りてきたため、今回5条申請をするもの。譲受人と譲渡人は親子関係であり、将来親が高齢になったときには隣で面倒を見たいとのこと、申請地に息子さんが家を建設するというもの。雨水排水は地下浸透、汚水排水は農業集落排水。ご審議いただきたい。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上でございます。

議案第 3 号

非農地判断について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 大島 1 筆 3,364 m² 畑

申請者と使用者が異なっており、今回実際の使用者に所有権を移すためにでてきたもの。

農地としての移転も考えたが、山林状態になっており、すでに畑として使用することは不可能。今回判断をしてもらい、非農地として本来の持ち主に渡したいというもの。

○松下（敏）委員説明

この場所は私が農業委員（推進委員）になったときから資料の写真のような状況で、毎年農地パトロールの際にここは農地ではないと言ってきたところである。先日北沢代理と事務局で現地確認を行ったが、この写真のように農地としての使用は全くできない状況でしたので、非農地として判断させていただきたい。ご審議いただきたい。

○古谷委員

非農地ということは区分としては山林になるのか。どのような登記になるのか。

○事務局

農業委員会で非農地と判断し、申請者に非農地証明書を渡す。申請者は法務局にもっていき、農地以外で登記することができる。現況が山林なので山林になるかと思うが、あくまでも農業委員会では農地ではないと判断するもの。

○会長

以前にも非農地判断について申請が上がってきたものがある。農業委員会としては非農地と判断した。この場では農地ではないという判断をしている。

○齋藤委員

農振の見直しの時によくやと思うが、ここは農振に入っているのか。

○事務局

農振地ではない。

○会長

他はよろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

議案第 4 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 7 件）

所有権移転（ 4 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○米山（孝）委員

議案番号 4 の利用目的作物等が書いていないが。

○北沢委員

現在はバラが植わっているが、それは移植をしてりんごの新ワイカを始めると聞いている。

○事務局

今回から譲渡人と譲受人で、カッコで名前を書かせていただいているところがある。間に公社が入っているため、実際誰から誰にわたるのか分かりづらいという意見もいただいたので、カッコで実際の方の名前を記載するようにしたもの。4 番は公社へ売り渡すため、作物等書いていないが、カッコにある方が購入される際には、りんごになっていく予定。

○会長

他によろしいですか。こちらは報告案件になりますので議決はありません。議案第 4 号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

意見・協議なし

②事務局からの協議事項

- ・ 農業委員会長及び事務局長合同会議資料（抜粋） [資料 No. 1]
- ・ ふれあいガーデン作業依頼 [資料 No. 2]
- ・ 全国オーガニック給食協議会 令和 6 年度視察研修会 [資料 No. 3]

(6) 営農支援センターから

- ・ 水田活用の直接支払い交付金 畑地化促進事業について
- ・ 農地の利用権設定の今年度の終期について

(7) 南信州農業農村支援センターから

(8) その他

○大澤委員

協議や意見等ではないが、前回地域計画の参考にしてもらおうと思って担当地区のジオラマを作った。前回の農業委員会の際に町全体の計画もあったらという話をしたら課長も近々と言われたので、参考になればと思い、町の地図を作ってみたので、今回持ってきた。まだ製作途中、ジオラマではないが、いろいろと参考になるように、資料もつけだしたところ。大事なことは、興味をもって取り組むことが一番大事なことだと思っている。皆さん参考にさせていただいて興味をもってもらって、松川町の農業について考えていただきたいと思う。

【皆さんで拝見】

自分で眺めていると勉強にもなる。今の松川町の現状など、自分の担当地区だけでなく、松川町全体のことを農業委員は考えた方がいいと思うので、それをもって提案のために作ってみた。自分も様子がわからない地区がある。皆さんで意見を言ったり付け足したりして作っていきたい。できれば営農支援センターに 1 年ほど置いていただいて興味をもってもらえたらと思う。

(8) 閉会 一下井課長 閉会一

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

6 番 _____ 印

7 番 _____ 印